

12. 地球温暖化対策

1 2. 地球温暖化対策

概 況

地球温暖化とは、温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など）の大気中の濃度が高まることにより、大気中や地表にとどまる熱が多くなり、地表面の温度が上昇する現象である。地球温暖化が進行すると、海面上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常現象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行等の悪影響をもたらしている。

この地球規模の問題に対し、1992年5月に国連気候変動枠組条約が採択され、同年6月の国連環境開発会議（地球サミット）では、日本を含む155カ国が署名を行い、1994年に発効した。

1997年12月に京都市において開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）では、将来の地球温暖化防止について先進国における温室効果ガスの排出削減目標などを定めた法的拘束力をもつ「京都議定書」が採択され、日本は「2008年から2012年までの期間中に1990年の水準より6%削減する」ことを世界に約束した。

それを受け、国は1998年10月に国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれの責務と取組を定めた「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」を公布し、1999年4月に全面施行した。

気候変動枠組条約締約国会議（COP）では、2013年3月31日に第一約束期間が終了した京都議定書に代わる2020年以降の新たな枠組みづくりに向けた議論を行った。2015年12月にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、2020年以降すべての国が合意のもとに温暖化問題に取り組むための仕組みを示した新しい国際条約パリ協定が採択された。

この協定は、世界共通の長期目標として世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することを言及した。各国の目標は、それぞれの国の異なる事情に照らし差異のある責任を負う各国の能力の原則を反映し実施することとし、日本は2020年までに提出する約束草案で2030年までに2013年比26%減の温室効果ガス削減目標を掲げた。

（1）エコアクション一宮

本市では、地球温暖化対策推進法第20条の3に基づき、自らが率先して事務事業を見直し、地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出の削減を行うことを目的とした、地球温暖化対策実行計画「エコアクション一宮」を策定し、平成13年4月より実施している。平成28年度は平成28年度から平成32年度を対象期間とする「第4次エコアクション一宮」に取り組んでいる。

「第4次エコアクション一宮」では、平成32年度までに温室効果ガスの排出量を

平成 27 年度実績より 8%削減することを目標としている。公の施設を含む各庁舎等の市関連施設を対象とし、環境に配慮しながら日常の事務・事業を推進し、空調機器や照明器具の適正使用等に率先して取り組み、環境への負荷を低減するように努める。夏期期間中にはノーネクタイを励行する「さわやかエコスタイルキャンペーン」などを実施している。

また、毎月第 1 水曜日を「ノーカーデー」と定め、車通勤の職員に対し、徒歩、自転車、公共交通機関で通勤することを呼びかけている。

① 温室効果ガスの排出状況

平成 28 年度中の市関連施設における温室効果ガスの排出量は、105,511.1 t（二酸化炭素換算値）、基準年度比 1.6%減少した。そのうち二酸化炭素は、101,508.0 t、全体の 96.2%を占めている。資源やエネルギー使用量は、表 12-1、表 12-2 のとおりである。

表 12-1 資源及びエネルギーの使用状況

項 目		(単位)	基準年度 (H27)	平成 28 年度	基準年度比 増減 (%)
エ ネ ル ギ ー 使 用 量	電気	(kWh)	66,398,493	67,253,087	1.3
	ガソリン	(ℓ)	210,471	214,311	1.8
	灯油	(ℓ)	228,379	245,618	7.5
	軽油	(ℓ)	146,491	144,187	△ 1.6
	A重油	(ℓ)	1,273,183	1,225,448	△ 3.7
	液化石油ガス (LPG)	(kg)	82,475	97,610	18.4
	液化天然ガス (LNG)	(kg)	1,172	593	△ 49.4
	都市ガス	(m ³)	3,923,915	4,033,010	2.8
廃プラスチック類	(t)	20,311	19,795	△ 2.5	
水道水使用量	(m ³)	1,228,263	1,202,885	△ 2.1	
コピー用紙	(枚)	21,274,764	20,567,899	△ 3.3	

表12-2 温室効果ガス排出状況

(トンCO₂)

温室効果ガスの種類		基準年度 (H27)	平成 28 年度	基準年度比 増減 (%)
二酸化炭素	電気	33,000.1	32,685.0	△ 1.0
	ガソリン	488.3	497.2	1.8
	灯油	568.7	611.6	7.5
	軽油	378.0	372.0	△ 1.6
	A重油	3,450.3	3,321.0	△ 3.7
	液化石油ガス (LPG)	247.4	292.8	18.4
	液化天然ガス (LNG)	3.2	1.6	△ 50.0
	都市ガス	8,750.3	8,993.6	2.8
	廃プラスチック類	56,159.9	54,733.2	△ 2.5
	(CO ₂)	103,046.1	101,508.0	△ 1.5
メタン	(CH ₄)	854.7	816.1	△ 4.5
一酸化二窒素	(N ₂ O)	3,291.5	3,157.1	△ 4.1
ハイドロフルオロカーボン	(HFC)	5.8	5.8	0.0
六ふっ化硫黄	(SF ₆)	24.2	24.2	0.0
合計		107,222.4	105,511.1	△ 1.6

② グリーン購入の実施状況

平成 28 年度中の調達対象品目総購入額に占める特定調達物品購入額の割合であるグリーン購入率は、表 12-3 のとおり全体で 89.8%である。

表 12-3 品目別グリーン購入状況

評価区分	分 類		グリーン購入率 (%)	
紙類・文具類	紙類	情報用紙	83.6	86.7
		印刷用紙		
		衛生用紙		
	文具類	筆記用具	93.8	
		印章・スタンプ台		
		函案・製函用具		
		一般事務用品		
		絵画用品等		
		事務用のり		
		ファイル・バインダー類		
		紙製品		
		その他		
		その他		
オフィス家具等	オフィス家具等	いす	99.5	99.5
		机		
		棚		
		収納用什器（棚以外）		
		ローパーティション		
		コートハンガー		
		傘立て		
		掲示板		
		黒板		
		ホワイトボード		
家電製品等	O A 機器	コピー機等	99.7	93.9
		電子計算機		
		プリンタ等		
		ファクシミリ		
		スキャナ		
		磁気ディスク装置		
		ディスプレイ		
	家電製品	電気冷蔵庫等	99.2	
		エアコンディショナー		
		テレビジョン受信機		
照明	蛍光灯照明器具	78.3		
	ランプ			
繊維製品	制服・作業服	76.5	76.9	
	インテリア・寝装	カーテン		95.9
		カーペット		
		毛布等		
		ベッド		
作業手袋	10.8			
役務	印刷	96.1	96.1	
合 計			89.8	

(2) 一宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

地球温暖化対策推進法第20条の3第3項に基づき、市域内で排出される温室効果ガスの削減を推進するため、平成24年4月に「一宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定した。この計画の中で、中期目標である平成32年度には基準年度（平成2年度）比15%削減を目指し、長期目標である平成62年度には基準年度比80%を削減目標としており、市民・事業者・市の各主体が温室効果ガス削減のため積極的な行動に取り組むよう推進している。

① 温室効果ガスの排出状況

平成26年度中の市全域における温室効果ガス排出量は、表12-4のとおり基準年度比で3.3%の減少となった。

表12-4 一宮市域内の温室効果ガス排出量（推計量）

(トンCO₂)

部 門	基準年度 (平成2年度)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	前年比 (%)	基準年比 (%)
産業	1,305,059	894,647	853,435	913,249	107.0	70.0
民生業務	261,716	303,517	304,638	288,518	94.7	110.2
民生家庭	328,021	481,171	479,972	485,271	101.1	147.9
運輸	471,169	567,055	571,719	573,948	100.4	121.8
廃棄物分野	55,593	71,248	77,909	83,608	107.3	150.4
農業分野	9,162	5,563	6,475	5,581	86.2	60.9
合計	2,430,720	2,323,201	2,294,148	2,350,175	102.4	96.7

13. 一宮市環境基本計画

1 3. 一宮市環境基本計画

概 況

環境審議会において、環境基本計画の進行管理等について審議した。庁内の関係各課の課長で構成する環境基本計画連絡会議により、市の関連施策について、円滑な推進を図った。

アサガオやゴーヤなどのつる性植物で建物の窓辺に緑のカーテンを作り、室温の上昇を抑える「緑のカーテン」事業に引き続き取り組んでおり、28年度は、小学校42校、中学校19校、公立保育園53園、公共施設42か所の参加・協力を得た。また、環境教育を推進していくため、一般・親子を対象とした環境学習講座を4回、園児等を対象とした幼児環境教育を8園で実施した。28年度から、子どもを対象とした「子ども環境週間～エコフェス～」をエコハウス138で実施し、子ども実験講座を1回実施した。

会議の開催状況は、表13-1のとおりである。

表13-1 会議開催状況

会議名	開催回数（回）
環境審議会	2
環境基本計画・地球温暖化対策実行計画区域施策推進協議会	2
環境基本計画・地球温暖化対策実行計画区域施策連絡会議	1

14. こどもエコクラブ

14. こどもエコクラブ

こどもエコクラブは子どもが誰でも参加できる環境活動クラブで、環境省から引き継いだ公益財団法人日本環境協会が地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援している。

一宮市は事務局として、市内のこどもエコクラブへ情報提供等の支援をした。

平成28年度に一宮市内の登録したクラブは、表14-1のとおりである。

表14-1 こどもエコクラブ登録状況

ク ラ ブ 名	クラブ員数（人）	
奥 小 エ コ キ ッ ズ	155	
大志小学校環境美化エコクラブ	14	
開明小学校エコクラブ	68	
今 伊 勢 中 学 校	297	
合 計	4 団体	534

15. 公害防除施設整備資金利子補給制度

15. 公害防除施設整備資金利子補給制度

一宮市では、中小企業者に対する助成措置として利子補給制度を設けている。

この制度は、公害を防止し、良好な生活環境を保全するため、市が公害防除施設として適当と認めたものに対し、利子の10分の9を助成する制度である。

この助成を受けるためには、小規模企業等振興資金又は日本政策金融公庫の融資を受けることが、前提となっている。

利子補給実績は、表15-1のとおりである。

表15-1 利子補給実績

年 度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
件 数	0 件	0 件	0 件
金 額	0 円	0 円	0 円

一宮市公害防除施設整備資金利子補給補助金交付要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、公害防除施設の整備に必要な資金として、小規模企業等振興資金又は株式会社日本政策金融公庫の融資を受けて公害防除施設の整備を行うものが、金融機関等に支払う利子の一部を当該年度の予算の範囲内で補助する利子補給に関して、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第 2 条 この要綱の補助の対象となるものは、市内の工場又は事業場から発生する公害（環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 2 条第 3 項に規定する公害をいう。以下同じ。)を防除するために必要な機械、装置又は工作物の整備その他市長が必要と認める施設の整備（以下「機械の整備」という。）に要する経費を、自己資本によって行うことが困難なため融資を受けたものとする。この場合において、補助対象の適否を審査するため、市長が特に必要があると認めるときは、一宮市公害防止施設整備資金利子補給審査会を設置し、同審査会において審査することができる。

なお、暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者又は暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員と緊密な関係を有する者、暴力団、暴力団員が役員となっている団体、暴力団又は暴力団員と緊密な関係を有する団体を除く。

(補助に伴う条件)

第 3 条 利子補給対象額の限度は、小規模企業等振興資金融資制度に定める融資限度額の範囲内とする。

(補助の申込み)

第 4 条 補助の申込みを希望するものは、あらかじめ公害防除施設整備計画書（様式第 1）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 公害防除の具体的な内容を記載した書面（1 通）
- (2) 公害防除施設整備工事見積書、仕様書、カタログ、平面図及び配置図（1 通）
- (3) 法人については、最近 1 期分の決算書（1 通）
- (4) 前 3 号のほか、市長が必要と認める書類

2 前項の補助の申込みをしたものは、公害防除の整備が完了した後 7 日以内に公害防除施設整備完了届（様式第 2）を市長に提出しなければならない。

(補助の額)

第5条 補助金の額は、借受人が当該年度中に支払った当該融資（機械等の整備に要する費用に係る部分に限る。以下同じ。）に係る利子（以下「支払利子」という。）の額（借受人と取扱金融機関との間の約定により計算した当該融資に係る利子の額で当該年度中に支払わなければならない額を限度とする。）に10分の9を乗じて得た額（円未満切捨て）とする。

2 当該工場又は事業所を市外へ移転する場合は、補助対象融資に係る利子の総額（借受人と取扱金融機関との間の約定により計算した当該融資に係る利子の額をいう。）に10分の9を乗じて得た額（円未満切捨て）を一括して補助することができる。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、公害防除施設整備資金利子補給補助金交付申請書（様式第3）に補助金計算書（様式第4）及び支払利子実績報告書（様式第5）（当該工場又は事業所を市外へ移転する場合は、当該融資に係る償還表）を添えて3月31日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたとときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第6）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助金の交付の決定を受けたものは、当該補助金の請求書（様式第7）を市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(補助金の決定の取り消し等)

第9条 市長は、補助金の交付の決定を受けたものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 融資金の返還を命ぜられたとき。
- (3) この要綱の規定又は補助金の交付決定の際に付した条件に違反したとき。
- (4) 一宮警察署からの通報又は一宮警察署への照会等により、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と緊密な関係を有する者、暴力団、暴力団員が役員となっている団体、暴力団又は暴力団員と緊密な関係を有する団体であることが判明したとき。

(準用規定)

第 10 条 この要綱に定めのない事項については、一宮市補助金等交付規則（昭和 37 年一宮市規則第 18 条）の規定を準用する。

(雑 則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に必要な事項については別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。

(一宮市公害防除施設整備資金利子補給審査会要領の廃止)

2 改正前の一宮市公害防除施設整備資金利子補給補助交付要綱の規定によりなされた利子補給は、この要綱の相当規定によりなされた利子補給とみなして、この要綱の規定を適用する。

付 則

1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 5 条の規定の適用については、平成 16 年 4 月 1 日以後に補助金の交付決定がなされたものについて適用し、同日前に補助金の交付決定がなされたものについては、なお従前の例による。

付 則

1 この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 5 条の規定の適用については、平成 23 年 4 月 1 日以後に補助金の交付決定がなされたものについて適用し、同日前に補助金の交付決定がなされたものについては、なお従前の例による。

付 則

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

16. 公害防止管理者等

16. 公害防止管理者等

概 況

特定工場（表 16-1）を設置している者（以下「特定事業者」という。）は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和 46 年 6 月 10 日法律第 107 号）に基づき、公害防止管理者等を選任し、届出が義務付けられている。

本市における公害防止管理者等選任状況は、表 16-2 のとおりである。

（1）選任

○ 公害防止統括者（法第 3 条）

当該特定工場に係る公害防止に関する業務を統括管理する者である。ただし、常時使用する従業員の数が 20 人以下である特定工場は選任する必要はない。工場長等の職責にある者が適任で、資格は不要である。

○ 公害防止管理者（法第 4 条）

当該特定工場において技術的事項に関する業務（騒音・振動関係においては施設の配置の改善、施設の点検等。水質関係においては使用する原材料の検査、施設の点検、測定及び記録、事故時における応急の措置の実施等）を担う。施設の直接の責任者が想定され、公害発生施設の区分ごとに選任し、資格を必要とする。

○ 代理者（法第 6 条）

公害防止統括者、公害防止管理者等が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合にその職務を行う。

○ 公害防止統括者及びその代理者の選任は、選任すべき事由が発生した日から 30 日以内にしなければならない。（規則第 2 条・第 10 条第 1 項）

○ 公害防止管理者及びその代理者の選任は、選任すべき事由が発生した日から 60 日以内にしなければならない。（規則第 5 条第 1 項・第 10 条第 2 項）

（2）届出（法第 3 条第 3 項・第 4 条第 3 項・第 6 条第 2 項）

○ 特定事業者は、公害防止統括者、公害防止管理者等を選任したときは、その日から 30 日以内に届け出なければならない。

表16-1 騒音・振動・水質・一般粉じん関係の公害防止管理者を選任しなければならない特定工場

製造業（物品の加工業を含む）、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業に属する事業の用に供する工場

1 騒音関係

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定された地域内にあって、次の施設が設置されている工場

金属加工機械のうち

- （1）機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。）
- （2）鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）

2 振動関係

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定された地域内にあって、次の施設が設置されている工場

金属加工機械のうち

- （1）液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2,941キロニュートン以上のものに限る。）
- （2）機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。）
- （3）鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）

3 水質関係

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項の規定による特定施設のうち汚水等排出施設（汚水又は廃液を排出する施設）が設置されている工場の中で、次の施設が設置されている工場

水質関係 第1種	水質関係有害物質発生施設（令別表第1）で、排出水量が10,000 m ³ /日以上以上の工場に設置されるもの
水質関係 第2種	水質関係有害物質発生施設（令別表第1）で、排出水量が10,000 m ³ /日未満の工場、又は特定地下浸透水を浸透させている工場に設置されるもの
水質関係 第3種	水質関係有害物質発生施設以外の汚水等排出施設で、排出水量が10,000 m ³ /日以上以上の工場に設置されるもの
水質関係 第4種	水質関係有害物質発生施設以外の汚水等排出施設で、排出水量が1,000 m ³ /日以上10,000 m ³ /日未満の工場に設置されるもの

4 一般粉じん関係

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第10項に規定する「一般粉じん発生施設」が設置されている工場

表16-2 公害防止管理者等選任状況

平成29年3月31日現在

業種	特定工場数	公害防止者		公害防止管理者									
		統括		騒音関係		振動関係		水質関係		一般粉じん関係			
		本人	代理人	本人	代理人	本人	代理人	本人	代理人	本人	代理人		
総計	20	10	10	14	14	16	16	4	4	3	3	0	0
9 食料品製造業	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
24 金属製品製造業	9	4	4	4	2	4	2	2	2	0	0	0	0
25 はん用機械器具製造業	3	3	3	2	1	3	2	0	0	0	0	0	0
31 輸送用機械器具製造業	7	3	2	6	2	6	2	0	0	0	0	0	0

※1 業種は日本標準産業分野の中分類による

2 総計の上段数字は該当する特定工場数

3 総計の下段数字は選任されている特定工場数

17. 住宅用太陽光発電システム等設置補助

17. 住宅用太陽光発電システム等設置補助

(1) 住宅用太陽光発電システム設置補助

住宅用太陽光発電システム設置補助は、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与するため、平成19年度から、自ら居住する住宅にシステムを設置する者に対し、経費の一部を補助するものである。

平成28年度の補助金額は、対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（上限4kW）に2万円を乗じた額である。

補助実績は、表17-1のとおりである。

表17-1 補助実績

年 度	26年度	27年度	28年度
件 数	746件	660件	561件
補助額	56,459,000円	50,922,000円	43,576,000円

(2) 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助

家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助は、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与するため、平成23年度から、自ら居住する住宅にシステムを設置する者に対し、経費の一部を補助するものである。

平成28年度の補助金額は、1件あたり定額7万円である。

補助実績は、表17-2のとおりである。

表17-2 補助実績

年 度	26年度	27年度	28年度
件 数	59件	47件	70件
補助額	4,130,000円	3,290,000円	7,000,000円

一宮市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、一宮市補助金等交付規則（昭和37年一宮市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与するため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、予算の範囲内において一宮市住宅用太陽光発電システム設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象システム)

第2条 補助金の交付の対象となる住宅用太陽光発電システム（以下「補助対象システム」という。）は、次に掲げるすべての条件を満たすものとする。

- (1) 電気事業者と電力受給契約を締結していること。
- (2) 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力（補助対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値（キロワット表示で小数点以下2桁未満を四捨五入した値とする。）が10キロワット未満であること。
- (3) 設置前において使用に供されたものでないこと。
- (4) 太陽電池の出力を監視する等により、起動及び停止等に関して全自動運転（自動起動・自動停止）を行う機能を有するものであること。
- (5) 別表に定める技術要件に適合するものであること。

(補助金の交付対象者等)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。ただし、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者又は暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と緊密な関係を有する者を除く。

- (1) 自ら居住し、又は居住予定である市内の住宅（店舗、事務所等との併用住宅を含む。）に補助対象システムを新たに設置する者
 - (2) 市内において自ら居住するため、建売住宅供給者から補助対象システム付き新築住宅（以下「建売住宅」という。）を購入しようとする者
- 2 補助対象システムに対する補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象システムの設置に要する費用のうち別表に掲げる費用とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、1キロワット当たり1万8千円に、補助対象システムを構成する太陽光発電モジュールの公称最大出力の合計値（キロワット表示で小数点以下2桁未満を四捨五入した値（その値が4キロワットを超える場合にあっては、4キロワット）とする。）を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第2項の規定により、補助対象システムに係る設置工事の着手前（建売住宅を購入する場合は当該住宅の引渡し前）に、住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅用太陽光発電システム設置計画書（様式第2）
- (2) 補助対象システム設置に係る経費の内訳が明記されている工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (3) 補助対象システムを設置しようとする住宅の所在地を示した地図
- (4) 補助対象システム設置予定場所の工事着手前の現況が確認できるカラー写真
ただし、建売住宅の場合は、次に挙げるカラー写真
・補助対象システムの設置場所と設置状態が確認できる写真（設置した太陽電池モジュールすべてが確認出来るものを含めること）
- (5) 建売住宅の場合は建築確認済証の写し
- (6) その他市長が必要と認めたもの

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、住宅用太陽光発電システム設置補助金交付決定通知書（様式第3）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金交付決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金交付決定日以後に新築及び既築の場合は補助対象システムの工事に着手することが、又は建売住宅の場合は補助対象システムを設置された建物の引渡しを受けることができる。

第8条 削除

(計画変更等の承認)

第9条 補助対象者は、補助金の交付の決定を受けた後において、当該補助金に係る申請内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、速やかに住宅用太陽光発電システム設置補助金計画変更承認申請書(様式第5)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合においては、計画変更により補助金の交付申請額を増額することはできない。

2 市長は、住宅用太陽光発電システム設置補助金計画変更承認申請書の提出があった場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更したときは、住宅用太陽光発電システム設置補助金変更決定通知書(様式第6)により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、補助対象システムの設置を完了したときは、完了日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、住宅用太陽光発電システム設置補助事業実績報告書(様式第7)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、補助対象システム設置の完了日から起算して30日目が閉庁日の場合はそれ以降直近の開庁日までに報告しなければならない。また3月31日が閉庁日の場合は、当該年度の最後に到来する開庁日までに報告しなければならない。

- (1) 住宅用太陽光発電システム概要書(様式第8)
- (2) 補助対象システムの設置費に係る領収書の写し
- (3) 申請時の補助対象システム設置費と金額が異なる場合は内訳書の写し
- (4) 電気事業者との電力受給契約の締結に関する通知の写し
- (5) 製造者または製造者を代行できる業者の発行する設置枚数分の製造番号と太陽電池モジュール出力が明記された未使用品であることが確認できる、出力対比表の写し
- (6) 補助対象システムの設置場所と設置状態が確認できるカラー写真(設置した太陽電池モジュールすべてが確認出来るものを含めること)ただし、建売住宅で交付申請時に補助対象システムの設置状態の確認ができるカラー写真を提出している場合は除く
- (7) システム配置図
- (8) 住民票の写し
- (9) その他市長が必要と認めたもの

2 前項の完了日とは、次に掲げる日のうちで、いずれか遅い日とする。

- (1) 電気事業者との系統連系・受給開始日
- (2) 発電システム設置工事に係る支払が完了した日

(交付金額の確定)

第 11 条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、又は必要に応じ現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、住宅用太陽光発電システム設置補助金交付額確定通知書（様式第 9）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 12 条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の交付金額が確定した後にこれを行うものとする。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、住宅用太陽光発電システム設置補助金交付請求書（様式第 10）を市長に提出しなければならない。

(取得財産の管理及び処分)

第 13 条 補助対象者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 規則第 17 条第 1 項の規定により、補助対象者は、補助事業の完了日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表第 2 に規定する耐用年数を経過するまでは、市長の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、取り壊し、又は貸し付けてはならない。

3 補助対象者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ住宅用太陽光発電システム設置補助金処分承認申請書（様式第 11）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、その管理及び運用の状況を調査することができるものとする。ただし、天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で補助対象システムを処分する場合は、事後の提出でよいものとする。

4 補助対象者は、取得財産の処分により収入があったときは、市長の承認を得た場合を除き、補助金の全部又は一部を市に返還しなければならない。

(補助金の決定の取消し等)

第 14 条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 第 10 条第 1 項に規定する住宅用太陽光発電システム設置補助事業実績報告書（様式第 7）

を同項に規定する期限までに提出しないとき。

(4) この要綱の規定又は補助金の交付決定の際に付した条件に違反したとき。

(5) 一宮警察署からの通報又は一宮警察署への照会等により、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と緊密な関係を有するものであることが判明したとき。

(協力)

第 15 条 市長は、補助対象者に対し、必要に応じて売電量及び買電量データの提供その他の協力を求めることができる。この場合において、補助対象者は、これに協力するよう努めなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

補助対象経費	技 術 要 件
太陽電池モジュール	一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの又はそれに準ずる製品であることを製造事業者が証明したもの
架台	住宅に設置される場合には、架台だけでなく太陽電池モジュールも含めた太陽電池アレイとして据え、当該建築物においては太陽電池アレイを含めて建築基準法に準拠した設計がなされているもの
接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器	電気設備の技術基準及び内線規程（J E A C 8001）に準拠しているもの
インバーター・保護装置	系統連系技術要件ガイドラインに基づく任意認証制度の技術基準に準拠しているもの又はその地域を電力供給区域とする電力会社が個別に認めるもの
発生電力量計	太陽光発電システムが発電し、負荷及び商用系統に逆流した太陽光発電システムの全発電電力量を測定できるもの
余剰電力販売用電力量計	太陽光発電システムを設置した地域を電力供給区域とする電力会社の仕様に適合するもの
配線・配線器具の購入・据付	
工事に関する費用	工事・施工については、電気設備の技術基準及び内線規程（J E A C 8001）に準拠していること

一宮市家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金交付要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、一宮市補助金等交付規則（昭和 37 年一宮市規則第 18 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与するため、家庭用燃料電池コージェネレーションシステムを設置する者に対し、予算の範囲内において一宮市家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象システム)

第 2 条 補助金の交付の対象となる家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（以下「補助対象システム」という。）は、次に掲げるすべての条件を満たすものとする。

- (1) 設置予定の補助対象システムが、一般社団法人燃料電池普及促進協会が指定した補助対象システムであること。
- (2) 設置前において使用に供されたものでないこと。

(補助金の交付対象者等)

第 3 条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。ただし、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者又は暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と緊密な関係を有する者を除く。

- (1) 自ら居住し、又は居住予定である市内の住宅（店舗、事務所等との併用住宅を含む。）に補助対象システムを新たに設置する者
 - (2) 市内において自ら居住するため、建売住宅供給者から補助対象システム付き新築住宅（以下「建売住宅」という。）を購入しようとする者
- 2 補助対象システムに対する補助金の交付は、1 世帯につき 1 回限りとする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、1 件につき定額 6 万円とする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第 4 条第 2 項の規定により、補助対象システムに係る設置工事の着手前（建売住宅を購入する場合は当該住宅の引渡し前）に、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金交付申請書（様式第 1）に次に掲げる書類を添付し、

市長に提出しなければならない。

- (1) 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置計画書（様式第2）
- (2) 補助対象システム設置に係る経費の内訳が明記されている工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (3) 補助対象システムを設置しようとする住宅の所在地を示した地図
- (4) 補助対象システム設置予定場所の工事着手前の現況が確認できるカラー写真
ただし、建売住宅の場合は、次に挙げるカラー写真
 - ・補助対象システムの設置場所と設置状態が確認できる写真（設置した燃料電池ユニット及び貯湯ユニットの型式、製造番号が確認できるものを含めること）
- (5) 建売住宅の場合は建築確認済証の写し
- (6) その他市長が必要と認めたもの

（補助金の交付決定等）

第6条 市長は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金交付決定通知書（様式第3）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金交付決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金交付決定日以後に新築及び既築の場合は補助対象システムの工事に着手することが、又は建売住宅の場合は補助対象システムを設置された建物の引渡しを受けることができる。

（計画変更等の承認）

第7条 補助対象者は、補助金の交付の決定を受けた後において、当該補助金に係る申請内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、速やかに家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金計画変更承認申請書（様式第4）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金計画変更承認申請書の提出があった場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更したときは、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金変更決定通知書（様式第5）により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助対象システムの設置を完了したときは、完了日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助事業実績報告書(様式第6)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、補助対象システム設置の完了日から起算して30日目が閉庁日の場合はそれ以降直近の開庁日までに報告しなければならない。また3月31日が閉庁日の場合は、当該年度の最後に到来する開庁日までに報告しなければならない。

- (1) 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム概要書(様式第7)
- (2) 補助対象システムの設置費に係る領収書の写し
- (3) 申請時の補助対象システム設置費と金額が異なる場合は内訳書の写し
- (4) 補助対象システムの保証書の写し
- (5) 補助対象システムの設置場所と設置状態が確認できるカラー写真(設置した燃料電池ユニット及び貯湯ユニットの品名番号と製造番号(銘板)が確認できるものを含めること)ただし、建売住宅で交付申請時に補助対象システムの設置状態の確認ができるカラー写真を提出している場合は除く
- (6) 住民票の写し
- (7) その他市長が必要と認めたもの

2 前項の完了日とは、次に掲げる日のうちで、いずれか遅い日とする。

- (1) 補助対象システム設置工事に係る支払が完了した日
- (2) 補助対象システムの保証書に記載される保証の開始日

(交付金額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、又は必要に応じ現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金交付額確定通知書(様式第8)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の交付金額が確定した後にこれを行うものとする。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金交付請求書(様式第9)を市長に提出しなければならない。

(取得財産の管理及び処分)

第 11 条 補助対象者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 規則第 17 条第 1 項の規定により、補助対象者は、補助事業の完了日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省第 15 号）別表第 2 に規定する耐用年数補助事業の完了日から 6 年間を経過するまでは、市長の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、取り壊し、又は貸し付けてはならない。

3 補助対象者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金処分承認申請書（様式第 10）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、その管理及び運用の状況を調査することができるものとする。ただし、天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で補助対象システムを処分する場合は、事後の提出でよいものとする。

4 補助対象者は、取得財産の処分により収入があったときは、市長の承認を得た場合を除き、補助金の全部又は一部を市に返還しなければならない。

(補助金の決定の取消し等)

第 12 条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 第 8 条第 1 項に規定する家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助事業実績報告書（様式第 6）を同項に規定する期限までに提出しないとき。

(4) この要綱の規定又は補助金の交付決定の際に付した条件に違反したとき。

(5) 一宮警察署からの通報又は一宮警察署への照会等により、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と緊密な関係を有するものであることが判明したとき。

(協力)

第 13 条 市長は、補助対象者に対し、必要に応じて電気使用量及びガス使用量の提供その他の協力を求めることができる。この場合において、補助対象者は、これに協力するよう努めなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

18. 専用水道、貯水槽水道及び飲用井戸

18. 専用水道、貯水槽水道及び飲用井戸

概 況

水道事業等に関する認可、指導監督等に係る事務については、それらの規模等に応じて厚生労働大臣または都道府県知事が行うこととされている。

一方、専用水道の確認や指導監督、簡易専用水道の指導監督等の事務については、市においては市長、町村においては都道府県知事が行うこととされている。

本市における平成 28 年度の専用水道・貯水槽水道・飲用井戸の状況及び専用水道の届出・立入状況については、表 18-1、表 18-2 のとおりである。

表 18-1 専用水道・貯水槽水道・飲用井戸の状況

種類	設置数
専用水道	14
貯水槽水道	995
簡易専用水道	229
小規模貯水槽水道	766
飲用井戸	402

表 18-2 専用水道の届出・立入状況

届出・立入内容	件数
確認申請書	1
水道技術管理者設置・変更届	2
給水開始届	1
記載事項変更届	1
立入調査	14
給水開始前現地確認	0

参 考 资 料

一宮市環境基本条例

平成16年3月24日

条 例 第 19 号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 環境の保全等に関する基本的施策（第7条－第21条）

第3章 地球環境保全の推進のための施策（第22条・第23条）

第4章 一宮市環境審議会（第24条－第29条）

付則

私たちのまち一宮市は、本州のほぼ中央の濃尾平野中央部に位置し、木曾川をはじめとする幾筋もの河川が織り成す豊かな自然といにしえからの歴史に恵まれ、先人たちの長年の努力により、産業を興し、文化をはぐくみ、暮らしやすいまちを築いてきた。

しかしながら、今日の都市化の進展や生活様式の変化は、資源やエネルギーを大量に消費し、様々な環境への負荷を与えてきた。その結果、環境問題は、ますます複雑化、多様化し、環境への影響は、地域にとどまらず、地球的規模に広がり、将来の世代にわたる問題として認識されるに至った。

もとより、私たちは、良好な環境のもとで、安心、安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、この恵み豊かな環境を守り育て、健全な状態で将来の世代に引き継いでいく大きな責務を有している。

このような認識のもとに、市、事業者及び市民がそれぞれの自覚と責任において、相互の協力により、持続的発展が可能な社会を目指すとともに、安全で快適な魅力あふれる環境都市を実現するため、ここにこの条例を制定する。

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）について、基本理念を定め、並びに一宮市（以下「市」という。）、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で安全かつ快適な生活が将来にわたって確保されることを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 環境の保全等 安全で快適な生活環境や良好な自然環境を維持するとともに、適切に環境の向上を図るため、環境にやさしい快適な生活空間を作り出すことをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、次に掲げることを基本理念として行われなければならない。

- (1) 市民が安全で健康かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくこと。
- (2) 人と自然が共生し、環境への十分な配慮を行うことにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会を構築すること。
- (3) 市、事業者及び市民のすべてがそれぞれの責務を自覚し、相互に協力・連携して推進すること。
- (4) 市、事業者及び市民が地球環境保全を自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全等について配慮するものとする。

3 市は、率先してその活動に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するように努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第7条 環境の保全等に関する施策の策定及び実施は、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の連携を図りつつ、市、事業者及び市民が協働して総合的かつ計画的に行うものとする。

(1) 市民の健康が保持され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

(2) 緑地、水辺等における自然環境を地域の自然的及び社会的条件に応じて体系的に保全すること。

(3) 自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、潤いのある都市景観の創出及び保全並びに歴史的文化遺産の保護及び活用を図ること。

(4) 環境に配慮した生活様式の定着を図ること。

(5) エネルギーの有効利用、資源の循環的利用及び廃棄物の減量を促進すること。

(6) 地球環境保全に資する施策を積極的に推進すること。

(環境基本計画の策定及び変更)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、一宮市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する長期的な目標

(2) 環境の保全等に関する施策

(3) 環境の保全等に関する行動指針

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する重要事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「市民等」という。）の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ一宮市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。

（環境基本計画の推進）

第9条 市長は、環境基本計画の推進に当たっては、十分な進行管理のもと、継続的な計画の見直しや改善を図りながら、実効性を確保するとともに、その内容を総合的かつ計画的に推進し、掲げられた各施策の目標の実現を図らなければならない。

（規制の措置）

第10条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全等を図るため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講ずるものとする。

（環境の保全等に資する施設の整備等）

第11条 市は、環境の保全等に資する施設の整備を推進するものとする。

2 市は、公園、緑地その他の環境の保全等に資する公共的施設の整備を積極的に推進するとともに、これらの施設の利用の促進及び適正な管理に努めるものとする。

（エネルギーの有効利用等の促進）

第12条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等によるエネルギーの有効利用、資源の循環的利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、エネルギーの有効利用、資源の循環的利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進）

第13条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（市民等の参加の機会の確保）

第14条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するに当たっては、市民等の参加の機会を確保するよう努めるものとする。

2 前項の場合において、市は、児童及び生徒の参加についても配慮するものとする。

(環境の保全等に関する教育及び学習の推進)

第15条 市は、市民等が環境の保全等についての理解を深めるとともに、それに関する活動が促進されるよう、環境の保全等に関する教育及び学習の推進を図るものとする。

2 前項の場合において、市は、特に児童及び生徒の教育及び学習を積極的に推進するよう努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の支援)

第16条 前条に定めるもののほか、市は、市民等による環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるよう必要な支援の措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第17条 市は、環境の保全等に関する必要な情報を収集するとともに、その情報を市民等に適切に提供するよう努めるものとする。

(調査及び研究の実施等)

第18条 市は、環境の保全等に資するため、必要な調査及び研究を実施するとともに、その成果の普及に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の状況を的確に把握するため、環境に係る監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第20条 市は、市の区域外へ及ぼす環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全等のため広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第21条 市は、環境政策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

第3章 地球環境保全の推進のための施策

(地球環境保全に資する施策の推進)

第22条 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力の推進)

第23条 市は、国等と連携し、環境の保全等に関する技術及び情報の提供等により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 一宮市環境審議会

(一宮市環境審議会の設置)

第24条 環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、一宮市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

（審議会の組織）

第25条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する18人以内の委員で組織する。

(1) 市議会議員

(2) 学識経験者

(3) 市民

(4) 事業者

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（委員の任期等）

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第27条 審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第28条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 審議会は、議事に関係のある者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

（審議会の運営に関する事項）

第29条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4章並びに次項及び付則第3項の規

定は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 平成16年4月1日（以下「施行日」という。）以後最初に策定される環境基本計画に対する第8条第4項の規定の適用については、同項中「一宮市環境審議会」とあるのは、「一宮市環境基本計画策定審議会の設置に関する条例（平成14年一宮市条例第26号）に規定する一宮市環境基本計画策定審議会」と読み替えるものとする。
- 3 第28条第1項の規定にかかわらず、施行日以後最初に招集される審議会の会議は、市長が招集する。

付 則（平成18年9月29日条例第49号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の一宮市環境基本条例（以下「新条例」という。）第25条の規定により新たに選任される委員の任期は、新条例第26条の規定にかかわらず、この条例の施行の際、現に改正前の一宮市環境基本条例の規定により選任されている委員の任期の残存期間と同一の期間とする。

付 則（平成22年3月26日条例第17号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年6月29日条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第25条の規定により新たに委嘱される委員（当該委員の欠員による後任者を含む。）の任期の終期については、改正後の第26条の規定にかかわらず、平成24年3月31日とする。

一宮市環境審議会の運営に関する規則

平成 18 年 9 月 29 日

規則 第 67 号

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、一宮市環境基本条例（平成 16 年一宮市条例第 19 号）第 29 条の規定に基づき、一宮市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第 2 条 審議会には、専門的な見地から審議事項を検討させるため、必要に応じて、部会を置くことができる。

(部会長及び副部会長)

第 3 条 部会に部会長及び副部会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選により選出する。

2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第 4 条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

2 部会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会は、議事に関係のある者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

(報 告)

第 5 条 部会長は、部会での検討結果を審議会に報告しなければならない。

(雑 則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に招集される部会の会議は、会長が招集する。

一宮市公害対策協議会設置規程

昭和 45 年 9 月 28 日
規 程 第 9 号

(目 的)

第 1 条 市民の健康と快適な生活環境の保全を考慮して、その対策を協議するため、一宮市公害対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(職 務)

第 2 条 協議会は、公害防止及びその対策に関して前条の目的達成のために次の事項を協議する。

- (1) 公害防止の対策、指導に関すること。
- (2) 公害防止の調査、研究に関すること。
- (3) 公害防止の思想の高揚に関すること。
- (4) その他公害に関して必要と認めたこと。

(組 織)

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係業界の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係官公署の代表者

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長は、市長をもってあてる。
- 3 副会長は、副市長をもってあてる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第 5 条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(専門部会)

第 6 条 会長は、公害に関する専門の事項を調査協議するため、必要があるときは協議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指定する委員をもって組織する。
- 3 部会には、前項の委員のほか、必要に応じて専門知識を有する者のうちから会長が委嘱する。

(庶務)

第7条 協議会の事務は、環境部環境保全課において処理する。

2 協議会の事務処理をさせるために主事を置く。

(運営その他必要事項)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4に基づく公害に関する委員会または附属機関を設立するときは効力を失なう。

付 則（昭和45年11月9日規程第12号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（昭和48年9月27日規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（平成14年3月27日訓令第4号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成19年3月28日訓令第1号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

一宮市公害対策協議会委員名簿

(H29.10.1 現在)

(順不同)

会 長 中 野 正 康 一宮市長
副 会 長 福 井 齊 一宮市副市長

(市議会議員)

委 員 橋 本 浩 三
" 長谷川 八 十
" 竹 山 聡
" 柴 田 雄 二
" 服 部 修 寛
" 太 田 文 人

(関係業界の代表者)

委 員 早 川 隆 雄 尾西毛織工業協同組合理事長
" 真 野 和 博 一宮金属工業会会長
" 吉 田 達 弘 尾西建設協同組合理事長
" 熊 澤 宣 明 一宮市農業委員会会長
" 牛 田 幸 夫 愛知西農業協同組合代表理事組合長
" 赤 尾 剛 正 木曾川漁業協同組合代表理事組合長

(学識経験者)

委 員 豊 島 半 七 一宮商工会議所会頭
" 伊 藤 俊 彦 一宮市町会長連区代表者連絡協議会会長
" 野 田 満 男 一宮市公民館長連絡協議会会長
" 野 村 直 孝 一宮市医師会会長
" 濱 崎 光 哲 一宮市薬剤師会会長
" 稲 垣 敏 志 連合愛知尾張西地域協議会代表

(関係官公署の代表者)

委員	寺 倉 利 彦	一宮警察署長
〃	鎌 田 裕 司	一宮建設事務所長
〃	福 永 富 夫	一宮労働基準監督署長
〃	澤 田 清 光	尾張農林水産事務所一宮支所長
〃	福 永 泰 生	尾張県民事務所環境保全課長

一宮市公害対策会議要綱

(設 置)

第 1 条 公害に関する連絡、協議及び調査研究を行い、その対策を樹立し、もって公害処理の円滑な推進を図るため、一宮市公害対策会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項の実施について協議する。

- (1) 公害の発生防止対策に関すること。
- (2) 公害対策に関する連絡調整及びその推進に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、公害対策に関し必要なこと。

(組 織)

第 3 条 会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長には副市長、副会長には環境部長をもって充てる。

3 委員には、別表第 1 に掲げる者をもって充てる。

(幹 事)

第 4 条 会議に幹事を置き、第 2 条に規定する事務の予備的調査研究及び資料の収集を行う。

2 幹事には、別表第 2 に掲げる者をもって充てる。

(招 集)

第 5 条 会議及び幹事の招集は、必要に応じて随時会長が行う。

2 会長は、必要に応じて、別表第 2 の幹事以外の者を招集することができる。

(庶 務)

第 6 条 会議の庶務は、環境部環境保全課において処理する。

付 則

この要綱は、平成 7 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

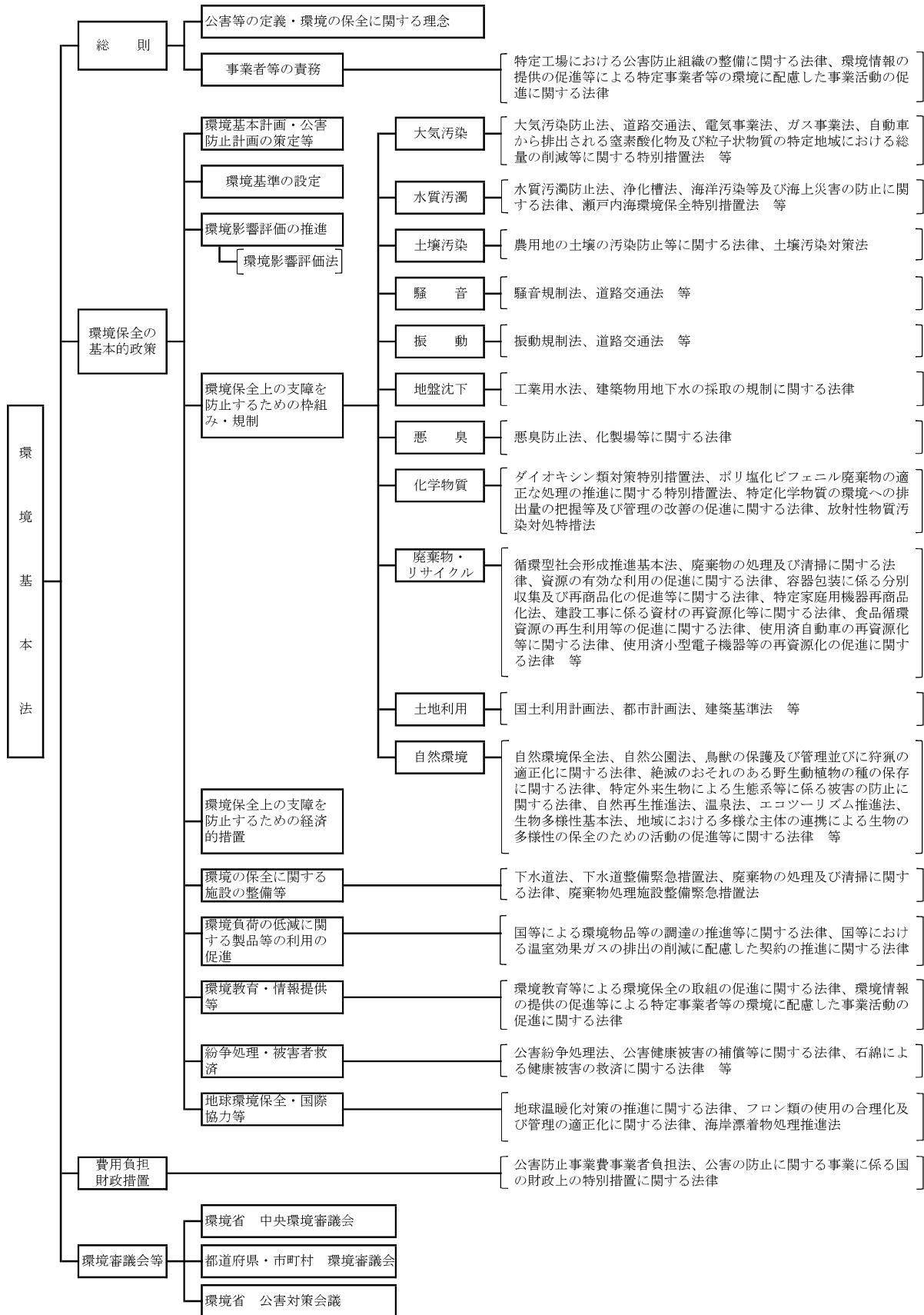
別表第1（第3条関係）

総務部長 市民健康部長 経済部長 まちづくり部長 建設部長 教育長
水道事業等管理者

別表第2（第4条、第5条関係）

健康づくり課長 清掃対策課長 施設管理課長 浄化課長 経済振興課長
農業振興課長 都市計画課長 公園緑地課長 維持課長 建築指導課長
教育委員会総務課長 下水道整備課長 施設保全課長

環境法の体系



公害関係の主な基準について

騒音・振動に係る基準
工場・事業所に係る規制基準
騒音の規制基準

時間区分 地域区分	昼間	朝・夕	夜間
	8:00~19:00	6:00~8:00 19:00~22:00	22:00~翌6:00
第1種低層住居専用地域	dB	dB	dB
第2種低層住居専用地域			
第1種中高層住居専用地域	45	40	40
第2種中高層住居専用地域			
第1種住居地域			
第2種住居地域	50	45	40
準住居地域			
都市計画区域で用途地域の定められていない地域	60	55	50
近隣商業地域			
商業地域	65	60	50
準工業地域			
工業地域	70	65	60
工業専用地域	75	75	70

振動の規制基準

時間区分 地域区分	昼間	夜間
	7:00~20:00	20:00~翌7:00
第1種低層住居専用地域	dB	dB
第2種低層住居専用地域		
第1種中高層住居専用地域	60	55
第2種中高層住居専用地域		
第1種住居地域		
第2種住居地域	65	55
準住居地域		
都市計画区域で用途地域の定められていない地域	65	60
近隣商業地域		
商業地域	65	60
準工業地域		
工業地域	70	65
工業専用地域	75	70

- I 騒音関係では、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域内、振動関係では、工業地域及び工業専用地域内の学校、保育所、病院・診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲50mの範囲内の基準は上の表の値から5dBを減じた値とする。
- II 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域に接する工業地域及び工業専用地域の境界線から内側50m範囲内の基準は上の表の値から5dBを減じた値とする。

建設作業に係る規制基準

規制 の種別	地域 の区分	騒音	振動
		1. くい打機等を使用する作業 2. びょう打機を使用する作業 3. さく岩機を使用する作業 4. 空気圧縮機を使用する作業 5. コンクリートプラント等を 設けて行う作業 6. バックホウを使用する作業 7. トラクターショベルを使用 する作業 8. ブルドーザーを使用する作業 9. 鉄筋コンクリート造等の 建造物を解体・破壊する作業 10. コンクリートミキサー等を 用いる作業 11. コンクリートカッターを使 用する作業 12. ブルドーザー・バックホウ 等を用いる作業 13. ロードローラー等を用いる 作業	1. くい打機等を使用する作業 2. 鋼球を使用して構築物等を 破壊する作業 3. 舗装版破砕機を使用する作業 4. ブレーカーを使用する作業
基準値	①②③	85dB	75dB
作業時間	①	午後7時～午前7時の時間内でないこと	
	②	午後10時～午前6時の時間内でないこと	
*1日あたり の作業時間	①	10時間を超えないこと	
	②	14時間を超えないこと	
作業期間	①②③	連続6日を超えないこと	
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと	

- I 基準値は、騒音特定建設作業及び振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値
- II 基準値を超えている場合、騒音及び振動の防止の方法の改善のみならず、1日の作業時間を*欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。
- III ①地域とは第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域・近隣商業地域・商業地域及び準工業地域並びに工業地域・工業専用地域内の学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム・認定こども園の敷地周囲80mの区域と都市計画区域で用途地域の定められていない地域及び都市計画区域外の地域である。
- ②地域とは工業地域（①地域の区域を除く）である。
- ③地域とは工業専用地域（①地域の区域を除く）である。

航空機騒音に係る環境基準

(昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号)

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

環境基準

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県が指定する。Ⅰをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、Ⅱをあてはめる地域はⅠ以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

1 県営名古屋空港・岐阜飛行場の航空機騒音に係る環境基準

(昭和 52 年 4 月 30 日 県告示第 483 号)

地域の類型	基準値 (Lden)	該 当 地 域	
Ⅰ	57dB 以下	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域	1 県営名古屋空港（愛知県西春日井郡豊山町豊場）の位置を示す標点（北緯 35 度 15 分 06 秒、東経 136 度 55 分 39 秒）から滑走路延長方向に延ばした直線（以下「名古屋中心線」という。）と直角方向に東方 5km、西方 4km の点を通る名古屋中心線との平行線、標点から名古屋中心線上に南方へ 18km の点を通る名古屋中心線との垂線及び愛知、岐阜両県の県境によって囲まれる地域。ただし、県営名古屋空港の敷地並びに河川区域及び工業専用地域を除く。
Ⅱ	62dB 以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	2 岐阜飛行場（岐阜県各務原市那加町）の位置を示す標点（北緯 35 度 23 分 28 秒、東経 136 度 52 分 21 秒）から滑走路延長方向に延ばした直線（以下「岐阜中心線」という。）と直角方向に南方 6km、北方 1km の点を通る岐阜中心線との平行線、標点から岐阜中心線上に東方へ 13km の点を通る岐阜中心線との垂線及び名古屋中心線と直角方向に東方へ 5km の点を通る名古屋中心線との平行線によって囲まれる愛知県内の地域。ただし、河川区域及び工業専用地域を除く。

2 中部国際空港の航空機騒音に係る環境基準（平成18年3月31日 県告示第305号）

地域の類型	基準値 (Lden)	該当地域
I	57dB以下	常滑市、弥富市、飛島村、南知多町及び美浜町の区域。 ただし、空港島の区域、河川区域及び工業専用地域を除く。

達成期間

環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。

この場合において、達成期間が5年を超える地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標
新設飛行場		直ちに	
既設飛行場	第3種空港及びこれに準ずるもの		
	第2種空港 (福岡空港は除く。)	A	5年以内
		B 名古屋空港はここに該当	10年以内
	成田国際空港	10年を超える期間内に可及的速やかに	1.5年以内に70dB未満とすること又は70dB以上の地域において屋内で50dB以下とすること。 2. 10年以内に62dB未満とすること又は62dB以上の地域において屋内で47dB以下とすること。
第1種空港（成田国際空港を除く。）及び福岡空港			

備考

1. 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
2. 第2種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。
3. 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。

自動車騒音の限度

1 要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼 間	夜 間
		6 : 00～22 : 00	22 : 00～翌6 : 00
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線以上の車線を有する道路に面する区域	6 5 dB	5 5 dB
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	7 0 dB	6 5 dB
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	7 5 dB	7 0 dB

備考 区域の区分

第 a 区域 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

第 b 区域 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域

第 c 区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

昼間（6 : 00～22 : 00）	夜間（22 : 00～翌 6 : 00）
7 5 dB	7 0 dB

注 1 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は 4 車線以上の区間）

2 近接する区域とは、2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地境界線から 15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地境界線から 20 メートル

2 測定方法等

(1) 騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。

(2) 騒音の測定は、道路に接して住居、病院、学校等の用に供される建築物（以下「住居等」という。）が存している場合には道路の敷地の境界線において行い、道路に沿って住居等以外の用途の土地利用が行われているため道路から距離をおいて住居等が存している場合には住居等に到達する騒音の大きさを測定できる地点において行うものとする。これらの場合において、測定を行う高さは、当該地点の鉛直方向において生活環境の保全上騒音が最も問題となる位置とする。

- (3) 騒音の測定は、当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する7日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間について行うものとする。
- (4) 騒音の評価手法は、等価騒音(LAeq)レベルによるものとする。
- (5) 騒音の測定方法は、原則として、日本工業規格Z8731に定める騒音レベルの測定方法によるものとし、建築物による無視できない反射の影響を避けうる位置で測定するものとする。ただし、建築物と道路との間(道路の敷地の境界線を含む。)の地点において測定を行い、当該建築物による無視できない反射の影響を避けることができない場合において、当該影響を勘案し実測値を補正するなど適切な措置を講ずるときは、この限りでない。
- (6) 自動車騒音以外の騒音又は当該道路以外の道路に係る自動車騒音による影響があると認められる場合は、これらの影響を勘案し実測値を補正するものとする。
- (7) 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに3日間の原則として全時間を通じてエネルギー平均した値とする。

道路交通振動の限度

1 要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼 間	夜 間
		7:00~20:00	20:00~翌7:00
1	第1種区域	65dB	60dB
2	第2種区域	70dB	65dB

備考 区域の区分

第1種区域 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域

第2種区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域

2 測定方法等

- (1) 振動の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- (2) 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。
- (3) 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる 1 日について、昼間及び夜間の区分ごとに 1 時間当たり 1 回以上の測定を 4 時間以上行うものとする。
- (4) 振動の測定方法は、次のとおりとする。

① 振動ピックアップの設置場所は次のとおりとする。

- イ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
- ロ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
- ハ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所

② 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で、当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が 10 デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに、同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差	3dB	4dB	5dB	6dB	7dB	8dB	9dB
補正値	3dB	2dB		1dB			

- (5) 振動レベルは、5 秒間隔・100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80% レンジの上端の数値（L10）を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

新幹線鉄道騒音に係る環境基準

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」

(昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示第 46 号)

(1) 地域の類型ごとの基準値

地域の類型	用途地域	基準値
I	<ul style="list-style-type: none">・ 第 1 種低層住居専用地域・ 第 2 種低層住居専用地域・ 第 1 種中高層住居専用地域・ 第 2 種中高層住居専用地域・ 第 1 種住居地域・ 第 2 種住居地域・ 準住居地域・ 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	7 0 dB 以下
II	<ul style="list-style-type: none">・ 近隣商業地域・ 商業地域・ 準工業地域・ 工業地域	7 5 dB 以下

(2) 基準値の測定・評価方法

ア 測定は、新幹線鉄道の上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する 20 本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを読み取って行うものとする。

イ 測定は、屋外において原則として地上 1.2m の高さで行うものとし、その測定点としては、当該地域の新幹線鉄道騒音を代表すると認められる地点のほか新幹線鉄道騒音が問題となる地点を選定するものとする。

ウ 評価は、アのピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均して行うものとする。

大気汚染に係る基準

大気汚染に係る環境基準

物質名	環境上の条件	達成期間	適用除外
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	維持されまたは原則として 5 年以内（昭和 53 年度当初）において達成されるよう努めるものとする。	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.06ppm を超える地域にあつては、1 時間値の 1 日平均値 0.06ppm が達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として 7 年以内（昭和 60 年度当初）とする。 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。	
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	維持されまたは早期に達成されるよう努めるものとする。	
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。		
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。		
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。		

備考

1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。
2. 光化学オキシダントとは、オゾン (O₃)、パーオキシアセチルナイトレート (PAN) その他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
3. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

環境基準の評価方法

1. 二酸化硫黄（ SO_2 ） [長期的評価]

年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。

2. 二酸化窒素（ NO_2 ） [長期的評価]

年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が0.06ppm以下であること。

3. 一酸化炭素（ CO ） [長期的評価]

年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。

4. 浮遊粒子状物質（ SPM ） [長期的評価]

年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。ただし、1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が2日以上連続しないこと。

5. 光化学オキシダント（ O_x ） [短期的評価]

年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下であること。ただし、5時から20時の昼間時間帯について評価する。

6. 微小粒子状物質（ $\text{PM}_{2.5}$ ）

「平成21年9月9日付け環水大総発第090909001号環境省水・大気環境局長通知」一部抜粋
(1)環境基準による大気環境濃度の評価

微小粒子状物質の環境基準について、微小粒子状物質の曝露から人の健康の保護を図る観点から、曝露濃度分布全体を平均的に低減する意味での長期基準と曝露濃度分布のうち高濃度領域の濃度出現を減少させる意味での短期基準の両者を設定することとした。このため、長期基準及び短期基準に対応した環境基準達成状況の評価を行うものとする。

長期基準に対応した環境基準達成状況は、長期的評価として測定結果の1年平均値について評価を行うものとする。

短期基準に対応した環境基準達成状況は、短期基準が健康リスクの上昇や統計学的な安定性を考慮して年間98パーセンタイル値を超える高濃度領域の濃度出現を減少させるために設定されることを踏まえ、長期的評価としての測定結果の年間98パーセンタイル値を日平均値の代表値として選択し、評価を行うものとする。

測定局における測定結果(1年平均値及び98パーセンタイル値)を踏まえた環境基

準達成状況については、長期基準及び短期基準の達成若しくは非達成の評価を各々行い、その上で両者の基準を達成することによって評価するものとする。

(2) 黄砂時等の特異的現象に関する評価への考慮

黄砂期間の健康影響を曝露期間全般の健康影響から特定することは現時点では困難であり、大気環境濃度の評価の対象期間から黄砂期間を除いて評価することは適切ではなく、黄砂期間も評価の対象期間に含めることが適当とされている。その一方、長期的評価は施策の効果を見る観点も含むことから、長期基準による評価が非達成のときに、非黄砂期間中の測定結果の平均値を算定し、その数値が長期基準を達成している場合にあつては、黄砂の影響で非達成と注釈を付して評価し、同様に、短期基準による評価が非達成のときに、非黄砂期間中の測定結果の中から年間98パーセントイル値を選定し、その数値が短期基準を達成している場合にあつては、黄砂の影響で非達成と注釈を付して評価するものとする。

また、黄砂以外にも火山の噴火や山火事等、微小粒子状物質の濃度の上昇の原因となる特異的現象が特定される場合で、環境基準達成の評価に特異的現象が影響を与えると判断できる場合においては、黄砂期間の評価方法を準用して評価を実施する。

水質汚濁に係る基準

生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）
- 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。（湖沼もこれに準ずる。）
- 3 省略
- 4 省略

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考	
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。	
4 省略	

底質の暫定除去基準（河川および湖沼）

物質の種類	基準値
水銀	25ppm 以上
P C B	10ppm 以上

環境省令で定める一律排水基準

健康項目

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10mg/L 海域 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg/L 海域 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L（注）
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
備考	「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

（注）アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

生活環境項目

生 活 環 境 項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8～8.6 海域 5.0～9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)
リン含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)
備 考	
<p>1 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排水の量が 50 m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。</p> <p>2 生物化学的酸素要求量 (BOD) についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量 (COD) についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。</p> <p>3 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。</p> <p>4 リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。</p>	

土壤汚染に係る基準

土壤の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 10につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液 10につき 0.01mg 以下であること
六価クロム	検液 10につき 0.05mg 以下であること
砒素	検液 10につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壤米 1kg につき 15mg 未満であること
総水銀	検液 10につき 0.0005mg 以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
P C B	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る。）において、土壤米 1kg につき 125mg 未満であること
ジクロロメタン	検液 10につき 0.02mg 以下であること
四塩化炭素	検液 10につき 0.002mg 以下であること
クロロエチレン（別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	検液 10につき 0.002mg 以下であること
1,2-ジクロロエタン	検液 10につき 0.004mg 以下であること
1,1-ジクロロエチレン	検液 10につき 0.1mg 以下であること
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 10につき 0.04mg 以下であること
1,1,1-トリクロロエタン	検液 10につき 1mg 以下であること
1,1,2-トリクロロエタン	検液 10につき 0.006mg 以下であること
トリクロロエチレン	検液 10につき 0.03mg 以下であること
テトラクロロエチレン	検液 10につき 0.01mg 以下であること
1,3-ジクロロプロペン	検液 10につき 0.002mg 以下であること
チウラム	検液 10につき 0.006mg 以下であること
シマジン	検液 10につき 0.003mg 以下であること
チオベンカルブ	検液 10につき 0.02mg 以下であること
ベンゼン	検液 10につき 0.01mg 以下であること
セレン	検液 10につき 0.01mg 以下であること
ふっ素	検液 10につき 0.8mg 以下であること
ほう素	検液 10につき 1mg 以下であること
1,4-ジオキサン	検液 10につき 0.05mg 以下であること

備 考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1ℓにつき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg、及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1ℓにつき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

指定基準

特定有害物質の種類	土壌溶出量基準	土壌含有量基準
クロロエチレン	検液 10につき 0.002mg 以下であること。	-
四塩化炭素	検液 10につき 0.002mg 以下であること。	-
1,2-ジクロロエタン	検液 10につき 0.004mg 以下であること。	-
1,1-ジクロロエチレン	検液 10につき 0.1mg 以下であること。	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 10につき 0.04mg 以下であること。	-
1,3-ジクロロプロペン	検液 10につき 0.002mg 以下であること。	-
ジクロロメタン	検液 10につき 0.02mg 以下であること。	-
テトラクロロエチレン	検液 10につき 0.01mg 以下であること。	-
1,1,1-トリクロロエタン	検液 10につき 1mg 以下であること。	-
1,1,2-トリクロロエタン	検液 10につき 0.006mg 以下であること。	-
トリクロロエチレン	検液 10につき 0.03mg 以下であること。	-
ベンゼン	検液 10につき 0.01mg 以下であること。	-
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 10につき 0.002mg 以下であること。	-
カドミウム及びその化合物	検液 10につきカドミウム 0.01mg 以下であること。	土壌 1kg につきカドミウム 150mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 10につき六価クロム 0.05mg 以下であること。	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 10につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	検液 10につきセレン 0.01mg 以下であること。	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 10につき鉛 0.01mg 以下であること。	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 10につき砒素 0.01mg 以下であること。	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 10につきふっ素 0.8mg 以下であること。	土壌 1kg につきふっ素 4000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 10につきほう素 1mg 以下であること。	土壌 1kg につきほう素 4000mg 以下であること。
シマジン	検液 10につき 0.003mg 以下であること。	-

チオベンカルブ	検液 10につき 0.02mg 以下であること。	-
チウラム	検液 10につき 0.006mg 以下であること。	-
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	-
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。	-

悪臭に係る基準

規制基準（臭気指数）	第1種地域	第2種地域	第3種地域
1号基準（敷地境界線上の規制基準）	12	15	18
2号基準（気体排出口の規制基準）	悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出		
3号基準（排出水の規制基準）	28	31	34

備考 地域の区分

第1種地域 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域

第2種地域 準工業地域

第3種地域 工業地域、工業専用地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

臭気指数とは、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化したものであり、具体的には、試料を臭気が感じられなくなるまで無臭空気（水の場合は無臭水）で希釈したときの希釈倍率（臭気濃度）の対数値に10を乗じた値である。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \text{Log}(\text{臭気濃度})$$

公害関係の用語

- アルキル水銀(R-Hg) : 天然にはほとんど存在せず、水銀、触媒を使用する有機化学工場などの排水に含まれる。人体へは下痢、けいれん等を起こし、慢性中毒では視野が狭くなったり運動失調を起こす。
- 硫黄酸化物(SO_x) : 石油系などの硫黄分を含む燃料が燃えた際に生じる二酸化硫黄、三酸化硫黄のことを言う。亜硫酸ガスは無色の刺激性ガスで、大気汚染の主役と考えられる。人体に対する作用としては、粘膜刺激、呼吸器障害を引き起こす。
- 一酸化炭素(CO) : 有機物が不完全燃焼した際に発生する炭素の酸化物。主に自動車の排気ガス等から排出され、交通の頻繁な道路や交差点近くで高濃度の汚染がみられる。人体に対する作用としては、血液中のヘモグロビンと結合して体内の酸素運搬作用を阻害し、急性毒性としてはまず頭痛、めまい、耳鳴り等をおこし、更にひどくなると意識障害を招き、麻痺状態に陥り、遂には死に至ると言われている。
- オゾン層の破壊 : 「フロン」という人工的な化学物質は、使用後大気中に放出されると、化学的に安定であるため、長い間分解されず、成層圏にまで達し、オゾン層を破壊する。オゾン層は、太陽からの有害な紫外線を吸収し、地上の生物を守る役割を果たしているため、オゾン層が破壊されると、皮膚ガンや白内障が増えるといった人の健康への悪影響が生ずると指摘されている。
- 外因性内分泌攪乱化学物質(環境ホルモン) : 人や生物の正常なホルモンの働きに影響を与え、生殖機能の阻害や悪性腫瘍を引き起こす可能性があると考えられる化学物質で、代表的なものとしてPCB、DDT、ノニルフェノール、ビスフェノールA等がある。
- カドミウム(Cd) : 銀白色のやわらかい金属で主に金属精錬、メッキ工場、化学工場等から排出される。少量でも体内に蓄積され、吐気、下痢を起こし、腎症状のほか貧血、肝臓障害を起こす。
- 環境アセスメント制度 : 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある相当規模以上の開発事業を実施する場合、それによる環境の汚染や破壊などを未然に防止するため、事業者が事前に地域住民、知事及び市町村長の意見などを十分聴き調査予測及び評価を行う手続をする制度。

- 環境管理 : 企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守することにとどまらず、自主的・積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価することを指し、そのために①環境保全に関する方針、目標、計画等の策定（Plan）、②これらの実行・記録（Do）、③実施状況の点検（Check）、④方針等の見直し（Action）という一連の手続きを環境マネジメントシステム（環境管理システム）と呼ぶ。
- 環境基準 : 典型7公害のうち大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音に係る環境上の条件について人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準をいう。
- 規制基準 : 公害を防止するため事業者が守るべき基準をいう。
- グリーン購入 : 環境への負担が少ない製品や部材を優先的に購入する行動
- 公害 : 環境基本法において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。同法でいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。
- 光化学スモッグ : 大気中に共存する窒素酸化物と炭化水素が太陽の紫外線の作用を受けて二次的に生成された汚染物質（光化学反応生成物）を言う。この物質は大部分がオゾン（ O_3 ）で、ほかにパーオキシアセチルナイトレート（PAN）、二酸化窒素等の酸化性物質、ホルムアルデヒド及びアクロレイン等の還元性物質がある。このうち、二酸化窒素を除く酸化性物質を光化学オキシダントと言い、環境基準が設けられている。夏の日射しが強くて風の弱い日に発生しやすいと言われている。光化学スモッグは目や呼吸器の粘膜を刺激してクシャミや涙を誘発するほか、植物の葉を白く枯らしたりゴムの損傷を早めたりする。
- 降下ばいじん : 大気中の粒子状物質のうち、自己重量や雨の作用によって地表面に降下する比較的粗大な粒子を言う。発生源は、石炭、コークス、重油等の燃料の燃焼に伴い大気中に放出されたもの、風により土砂が舞い上げられたものや火山の噴煙などがある。気象条件等の影響を受けると言われている。

- 酸性雨 : 工場や自動車から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が硫酸塩や硝酸塩に変化し、これらが溶け込んで酸性が強くなった雨をいう。酸性の度合いはpH（水素イオン濃度）で表現され、このpHの値が小さいほど酸性が強くなり、一般にpH5.6よりも低い数値を示す雨を酸性雨という。
- シアン : 青酸（シアン化水素）およびその塩類の総称をシアン化合物といい、猛毒性があり、消化器や皮膚から容易に吸収されて、迅速に中毒症状を示し、時には突然意識不明になることもある。
- ゼロエミッション : 産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として利用し、廃棄物の排出をゼロにする循環型産業システムのことです。
- 総量規制 : 濃度規制に対する規制方式。ある地域において環境保全上許容出来る汚染負荷量の総量をその地域の環境容量として設定し、その環境容量の範囲内で汚染物質の総排出量を、各発生源に合理的に配分する規制方式。
- ダイオキシン類 : ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（C_o-PCB）をまとめた有機塩素化合物の総称である。自然界ではほとんど分解されず、食物や大気を通じ体内に入り、脂肪に蓄積する。強い毒性があり、発がん性、生殖機能への阻害、催奇形性や免疫力低下等の人体への影響があると言われている。その8割から9割が廃棄物の焼却により発生するとみられている。
- 大腸菌群数 : し尿汚染の指標として使われる。主に人及び動物の腸内に寄生しているが、水、土壌など自然界にも広く分布している。
- 地球の温暖化 : 地球を取り巻く大気中の二酸化炭素、フロンガス等は、太陽からの放射エネルギーを透過させるが、地表から宇宙空間に放出される熱を途中で吸収して、地球を温暖化させるという性質を持っている。この現象を温室効果と呼び、大気中にこうした温室効果ガスが増加すると、地表の平均気温が上昇し、異常気象が引き起こされる。
- 窒素酸化物(N_O_x) : 大気汚染の原因となるものは一酸化窒素と二酸化窒素で、主に石炭、石油等の燃料が高温下で燃焼する際に発生する。主な発生源は工場と自動車の排ガスである。また、紫外線的作用を受けて炭化水素と反応し、特殊な気象条件の下で光化学スモッグを発生させている。健康に対する影響は、二酸化窒素は肺に対

- する毒性が強いと言われている。
- 鉄 (F e) : 鉄は炭素の含量によって銑鉄、鋼、軟鉄と大別され、それぞれ性質が異なる。鉄そのものの毒性はほとんどないが、微粉鉄は呼吸器に機械的刺激や障害を起こし、酸化鉄粉は“じん肺”を起こす。イオンの形で吸収される第1鉄塩類は有毒で、幼児には特に危険である。
- 銅 (C u) : 貨幣、電線、合金、殺虫剤用として使用されている。硫酸銅は最も用途の多い銅塩で、中毒症状は緑色または青色の吐物を出し、皮膚は青色を帯び、流涎、粘膜の疼痛、血圧降下、虚脱などの症状を呈する。
- 鉛 (P b) : やわらかい灰白色の金属で、空气中で酸化されやすい。鉛化合物による中毒は昔から鉛毒として知られていたが、現在では印刷業、塗装業、電池工場などに見受けられる。鉛化合物は、肺、消化器、皮膚などを通して吸収され、体内に蓄積して慢性中毒を起こす。
- ビ オ ト ー プ : 生物を意味するBioと場所を意味するTopeを合成したドイツ語で、生物生存空間のことをいう。
- 微小粒子状物質 (P M 2 . 5) : 浮遊粒子状物質のうち、その大きさが $2.5\mu\text{m}$ 以下のものを言う。人体に取り込まれた場合、下気道（咽頭から肺まで）に沈着する割合が多くなり、マクロファージや上皮細胞によって排除されるまでの間非常に長く呼吸器系に滞留することから健康に密接な影響を与えると考えられる。
- 砒 素 (A s) : 銅鉱業の副産物で、砒素、亜砒素、砒化水素などの化合物もすべて猛毒であり、“農薬”の成分（殺虫剤）として用いられる。砒素化合物は皮膚、消化器、呼吸器から吸収され、骨や内臓に沈積して貧血、嘔吐などの慢性中毒を起こす。
- 標 高(T・P) : 東京湾の平均海水面からの高さ。
- フェノール(類) : クレゾール、キシレノールなどの総称で、タール酸類とも呼ばれる。いずれも高濃度では有害で毒性および劇物に指定されている。合成樹脂、界面活性剤などの原料として大量に使用されているが、水にはいずれもわずかに溶けて、人畜魚類にきわめて有害となる。

- 浮遊粒子状物質 (S P M) : 大気中に浮遊する粒子状物質であって、その大きさが $10\mu\text{m}$ 以下のものを言う。発生源は、土壌の舞い上がりや火山の噴煙、海水の飛沫が乾燥してできた海塩粒子等自然由来のもののほか、工場から排出されるばいじん、自動車の排気ガス等の人為由来のもの、燃焼等に伴い排出された硫黄酸化物(SO_x)や窒素酸化物(NO_x)、炭化水素などのガス状物質が大気中で光化学反応により粒子化した二次粒子、煙突から排出された高温のガスが大気中で冷やされてできる凝縮性ダストなどがある。黄砂など大陸からの風に乗って流入するものもある。一般的に粒径 $10\mu\text{m}$ 以上の粒子は、大部分が鼻の粘膜に吸着されるため呼吸により肺まで達することはないが、それより小さい粒子は気管に入りやすいと言われている。
- マンガン(M n) : 赤灰色又は銀色の金属で、粉末は空気中で自然発火しやすい。希酸には容易に溶けて塩となる。マンガンによる中毒例は比較的少ないが、筋神経系を侵し、言語障害、顔面硬直、歩行不随などを起こす強い毒性を有する。
- B O D (生物学的酸素要求量) : 河川等の水中の汚濁物質(有機物)が微生物によって分解され、主として無機性酸化物とガス体になる際に消費される酸素量であらわされる。食品製造業、パルプ紙製造業等からの排水が高い値を示す。
- C O D (化学的酸素要求量) : 湖沼、海域等の水中の汚濁物質(有機物)が過マンガン酸カリ等酸化剤によって分解され、主として無機性酸化物とガス体になる際消費される酸素量であらわされる。
- D O (溶存酸素) : 水中に溶けている酸素の量をあらわす。酸素の溶解量は水温、気圧、塩分などに影響され、汚染度の高い水中では消費される酸素の量が多いので、溶存する酸素量は少なくなる。水中の酸素は普通 15°C で $10\text{mg}/\text{l}$ 溶ける。又、魚はD Oが永続して $4\sim 5\text{mg}/\text{l}$ になると、生息出来ないといわれている。
- K 値 規 制 : 大気汚染防止法のばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物の濃度を規制したもので、K値が小さいほど規制基準は厳しくなる。計算式は次のとおりである。

$$q = K \times 10^{-3} \times H e^2$$

q : 硫黄酸化物の許容排出量 (Nm^3/h)

K : 係数 (地域毎に定められており、一宮市は9.0)

H e : 補正された排出口の高さ (m)

- L A S : 合成洗剤の主成分等として使われている界面活性剤の一種。約 8 割が家庭の洗濯用洗剤、2 割弱がクリーニング、厨房や車両の洗浄等に使用される業務用洗浄剤であり、わずかではあるが繊維を染色加工する際の分散剤や農薬等の乳化剤に使用されている。家庭の台所用洗剤にはほとんど使われなくなっている。
- P C B : 水に不溶で、有機溶剤に安定、不燃性で絶縁性がよい。そのため、コンデンサー等の絶縁油ほか感圧複写紙、可塑剤等に広く使用されてきた。人体への害は、カネミ油症事件のような皮膚障害を起こし、黒い斑点ができる。
- p H : 酸性やアルカリ性を示す指標で、p H 7 が中性、それより低いものを酸性、高いものをアルカリ性という。酸性排水は、主に化学工業、金属仕上げ業、食品工業等から排出される。アルカリ性排水は、主に化学工業、製紙工業、繊維工業、石油精製工業等から排出される。
- S S (浮遊物質) : 水中懸濁している物質のことで、ろ紙でろ過して捕集し、乾燥して重量をはかる。窯業、土石関係の工業排水が高い値を示す。

正誤表 (H29.12.5)

訂正ページ	誤	正
P114 表 17-2 補助実績	28年度 件数 <u>70件</u>	28年度 件数 <u>100件</u>
P140 委員名簿 (学識経験者)	稲垣 敏志 連合愛知尾張西地域協議会 <u>代表</u>	稲垣 敏志 連合愛知尾張西地域協議会 <u>副代表</u>